

持続的な産学共同人材育成システム構築事業
事後評価実施要項

令和6年8月20日
持続的な産学共同人材育成
システム構築事業委員会

I 目的

「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」（以下「本事業」という。）において選定された取組の事業終了時までの取組実績や成果・目標の達成状況等（以下「取組実績等」という。）について評価を行い、本事業終了後も発展的・継続的な取組の展開を促進していくことを目的とする。

II 対象・時期

本事業に選定された各取組について、原則として事業開始から令和6年3月末日までの実施状況を評価の対象とするが、特に中間評価後の取組実績等及び中間評価時に付した指摘事項への対応状況を中心に事後評価を実施する。

III 実施方法

本事業に選定された取組に対する事後評価は、外部有識者・専門家からなる「持続的な産学共同人材育成システム構築事業委員会」（以下「委員会」という。）において「書面評価」及び「（必要に応じて）面接評価」を実施して決定する。

1. 書面評価

本事業に選定された大学等から提出された別添の様式1～3の事後評価調書に基づき書面評価を行う。書面評価にあたっては、「IV 事後評価方針」の評価項目及び観点を踏まえ、評価を行う。

2. 面接評価

書面評価では、事業の取組実績等に不明確な点があり、正確な事後評価を実施するために面接評価が必要であると委員会において判断された場合は、面接評価を行う。面接評価の実施方法は別に定める。

3. 事後評価結果の決定

事後評価結果は、書面評価及び必要に応じて実施した面接評価に基づき、合議により決定する。

IV 事後評価方針

1. 項目と観点

本事業に選定された取組に対する事後評価は、公募要領を踏まえ、下表（表1）に掲げる項目について、各観点を踏まえつつ評価を行う。その際、中間評価時において通知された改善点や各大学等が設定する定量的な数値目標等についても確認することとする。

表1 評価の項目・観点

中核拠点の取組に対する事後評価は、以下の1～5の各項目により評価を行う。運営拠点の取組に対する事後評価は、以下の6の項目により個別に評価を行う。

項番	項目	観点
1	体系的かつ効果的な教育研修プログラムの開発	実社会に則した課題発見・解決型の学習や、最先端理論に関する学習等を組み合わせた教育プログラムと、その実施に必要な質の高い研修プログラムが開発、実施されたか。
2	連携体制の構築	産学が共同して人材育成を推進するコンソーシアムが効果的に機能するよう、代表校を中心として連携校や企業等との定期的な対話の場を設けるなど連携体制や事業の運営体制・マネジメント体制が構築されたか。
3	社会のニーズに応える工夫	社会の要請に応えることが可能となる工夫 ¹ がなされたか。また、働きながら研修プログラムを受講することができるよう工夫 ² がなされたか。
4	自己評価・外部評価体制の構築	研修プログラムの受講者やその修了者による授業を受けた学生のアンケートの活用等による自己評価の体制が構築されたか。また、連携校以外の大学等や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行う体制が構築されたか。自己評価と外部評価の結果を反映して改善を行う具体的な仕組みが構築されたか。
5	補助期間終了後の取組	補助期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う計画の実現に向けて、予定どおり実施したか。
6	運営拠点の取組 ※運営拠点のみ	運営拠点として、各中核拠点との連携・取りまとめ ³ を適切に実施したか。

¹ 例えば、これらの開発段階から実質的な産学の連携体制を構築することやこれらの企画・立案・実施の各段階における定期的な産学の対話の場を設定することなど（公募要領, p.5）

² 例えば、土日や夜間での開講、オンラインやMOOC等を活用するなど（同, p.6）

³ 人材エージェントとして実務家教員データベースの開発・維持管理、実務家教員の需要マッチング、研修プログラムの標準化、研修プログラムの講師の養成、ポータルサイトの開発・維持管理など、各中核拠点との連携・取りまとめを実施すること（同, p.6）

2. 評価

書面評価においては、1つの選定大学等の取組に対して複数の委員が行う。委員は評価項目毎に次の評語を付す（表2）。委員会は選定大学等の評価項目毎の評語を集計した上で、評価結果を決定する（表3）。

表2 評価項目毎に付す評語

評語	程度
s	計画以上に進捗し、当初の目標以上の効果・成果が得られたと判断される。
a	計画どおりに進捗し、当初の目標であった効果・成果が得られたと判断される。
b	計画どおりに進捗していない部分があり、当初の目標であった効果・成果としては不十分と判断される。
c	計画どおりに進捗せず、当初の目標の効果・成果が得られなかったと判断される。

表3 中核拠点における評価結果の決定方法

5つの評価項目それぞれに付す表2による評語の結果に応じ、以下のS～Cまでの4段階で総合評価をする。

評語	
S	優れた取組状況であり、事業目的は十分に達成され、想定以上の成果が得られたと判断される。
A	これまでの取組により、計画どおり事業目的を達成することができたと判断される。
B	当初の事業目的のうち、一部を達成できなかったと判断される。
C	これまでの取組状況等に鑑み、事業目的は達成できなかったと判断される。

その他、評価の実施に必要な事項は委員会において定める。

V その他

1. 開示・公開等

(1) 委員会の審議内容等の取扱いについて

個別大学等の評価に係る審議は原則非公開とする。

(2) 評価結果及び委員の氏名等の公表について

評価結果及び委員の氏名等は、代表校に通知するとともに文部科学省ホームページ等にて公表する。

2. 利害関係者の排除等

各選定大学等の取組に利害関係のある委員（以下の①～③に該当）は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該取組の評価には参加しないこととする。

①委員が当該取組を実施する（連携して実施する場合を含む。）大学等の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）又は3年以内に在職していた場合

②委員が当該取組を実施する（連携して実施する場合を含む。）大学等・大学等を設置する法人等の役員として在職（就任予定を含む。）又は3年以内に在職していた場合

③その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

3. 情報の管理、守秘義務、事後評価調書等の用途制限

(1) 委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学等の評価内容に係る情報を外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、各種資料については、自宅又は研究室等において厳重に保管し、盗難や紛失の恐れがないよう、極力外部に持ち出さないこととする。また、電子データについては転送や複製を行わず、評価終了後には必ず削除するものとする。

(3) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内でのみ使用する。

面接評価実施方法

「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」の面接評価については基本的に以下の方法により行うものとする。

1. 面接評価の進め方

(1) 時間の配分

- ①説明者からの説明・・・・・・・・・・10分以内
 - ②質疑応答・・・・・・・・・・30分以内
- 合計40分以内

(2) 説明者

- ①説明者は、取組内容等について責任をもって説明できる者とする。
- ②出席者は、原則として代表校の取組担当者（事業推進責任者）、連携校等の関係者を含め、5名程度とする。

(3) 説明内容及び資料

説明者は、事後評価調書等に基づき、特色のある取組実績や成果・目標の達成状況、事前の質問事項（面接評価に際し、事前に委員会から、取組の内容等について個別に質問事項が提示された場合）等について説明するものとする。その際、別途、図表等の資料を用いる場合は、必要最小限のものとする。

2. 面接評価に当たっての留意事項

(1) 説明者の説明が終了してから、質疑応答を行う。

(2) 質疑応答では、書面評価及び大学等からの説明を踏まえ、さらに明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとする。また、この「質疑応答」の時間帯は、質問の時間に充てるものとし、委員会側から当該取組内容に対し意見（評価）を述べることはしない。

(3) 説明者の説明10分以内、質疑応答の時間30分以内は厳守する。

3. その他

面接評価の実施方法については、オンラインで実施する場合がある。